

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月25日
【計算期間】	第19期（自 平成20年11月26日 至 平成21年5月25日）
【ファンド名】	安田オリエンタル・セレクト50
【発行者名】	安田投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 治紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町7番地
【事務連絡者氏名】	小林 敏彦
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-3296-6000
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

安田オリエンタル・セレクト50（愛称：鳳凰／フォンファン）は、日本を含むアジアの株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 （ ）
追加型投信	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)	あり ()
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	
債券	年12回 (毎月)	アジア	なし
一般	日々	オセアニア	
公債	その他 ()	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東 (中東)	
クレジット属性 ()		エマージング	
不動産投信			
その他資産 ()			
資産複合 ()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

株式 一般

目論見書または投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本・アジア

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本およびアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）で閲覧が可能です。

■ファンドの特色

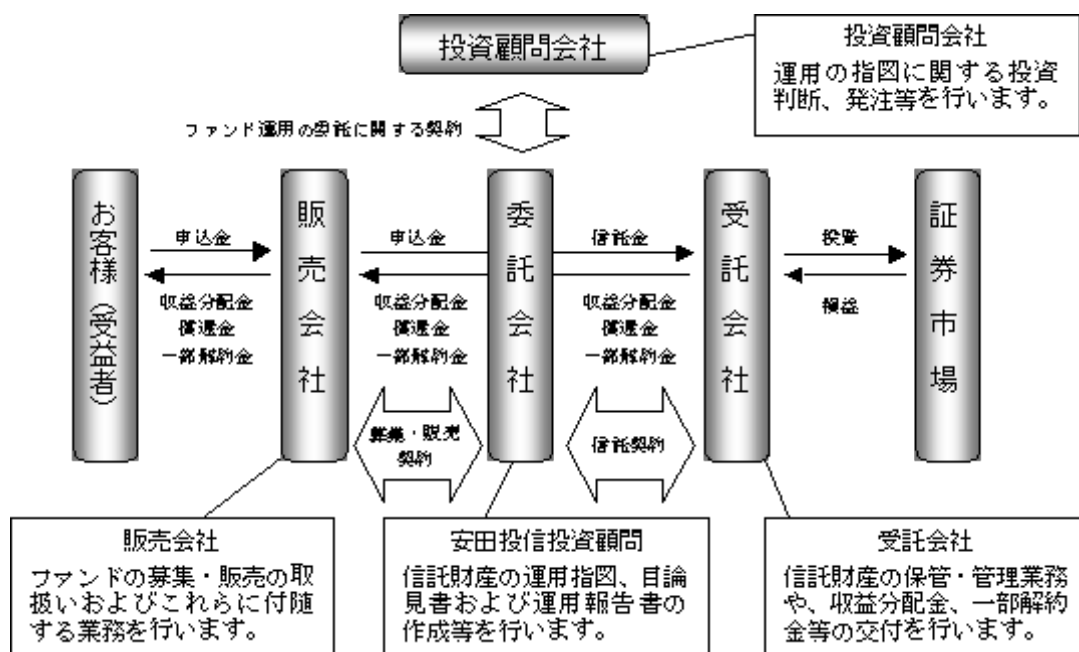
- ①わが国の株式を中心にアジアの株式を投資対象として、積極的な運用を行います。
- ②日本を中心としたアジアの株式の中から、「再生・新生・共生」を投資の視点とし、銘柄を厳選します。
 1. 再生
事業の再編や構造改革等を通して、企業体質が強化され好業績が見込める企業
 2. 新生
ライフスタイル革命や情報通信革命等を通して、将来にわたって成長が期待される企業
 3. 共生
日本経済および企業の再生・新生によりメリットを享受するアジアの共存共栄型企業
- ③株式の組入れは厳選50銘柄程度を基準とし、原則として純資産総額に対して90%～95%程度の高位を保ちます。ただし、ファンドの設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
- ④日本の株式は安田投信投資顧問株式会社が運用を行い、日本を除くアジアの株式はベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドに運用を委託することにより、両者が各々得意とする市場での運用力を結集します。
- ⑤設定当初の資産配分は、純資産総額に対する株式組入比率のうち、日本の株式を70%程度、日本を除くアジアの株式を30%程度とします。運用開始後は、組入銘柄等の見直しを、相場環境等の変化に対応し行います。
- ⑥外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。

※ベンチマークについて

当ファンドは、日本とアジアの株式を投資対象とし、「再生・新生・共生」という3つの視点で50銘柄程度に厳選投資を行い、中長期的に収益を獲得することを目指しております。こうしたことから特定のベンチマークを設定しておりません。

（2）【ファンドの仕組み】

委託会社および当ファンドの関係法人と契約等の概要



■委託会社

安田投信投資顧問株式会社

委託会社は、ファンドの設定、信託約款の届出、信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

委託会社の概要は次の通りです。

- ◆資本金 26億円（平成21年6月末現在）
- ◆沿革 平成11年3月1日 安田ペインウェバー投信株式会社設立
平成11年3月25日 証券投資信託委託業認可取得
平成11年12月16日 関東財務局へ証券投資顧問業登録
平成15年6月26日 安田投信投資顧問株式会社へ商号変更
平成15年7月23日 投資一任契約に係る業務の認可取得
平成15年8月1日 安田投資顧問株式会社と合併

◆大株主の状況（平成21年6月末現在）

名称	住所	所有株式数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	114,000株	98.62%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	1,600株	1.38%

■受託会社

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の保管・管理業務、収益分配金・一部解約金・償還金等の交付等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に、委託することができます。

委託会社と受託会社との間には、受益者である投資家の利殖に資する目的で信託契約を結んでいます。受託会社の報酬は、信託報酬から支弁されます。

■販売会社

販売会社につきましては、下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

販売会社は、当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務等を行います。

委託会社と販売会社との間には、販売契約が取り交わされており、その概要は次の通りです。

- ◆募集・販売の取扱いおよび追加設定の申込事務、一部解約の実行の請求の受付、買取、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い、税務の事務、宣伝広告および目論見書・運用報告書等の交付等を行います。
- ◆当ファンドの募集・販売の取扱いに関する報酬を、信託報酬から代行手数料として控除します。
- ◆委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

■投資顧問会社

Baring Asset Management (Asia) Limited（「ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッド」ということがあります。）

当ファンドの投資顧問会社として、日本を除くアジアの株式の運用指図に関する投資判断、発注等を行います。

委託会社と投資顧問会社との間には、ファンド運用の委託に関する契約が結ばれており、その概要は次の通りです。

- ◆株式の運用に関しては、有価証券等の価値の分析等に基づく投資判断を行い、議決権の行使の指図を除いて運用の指図を行います。
- ◆ファンド運用の必要に応じて、投資連絡会を開きます。
- ◆業務の遂行にあたっては、忠実に行うことを義務とし、秘密を厳守するものとします。
- ◆ファンド運用にかかる投資顧問費用は、委託会社の報酬から支弁します。
- ◆契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドの概要	
設立	1973年10月26日
特色	◆ベアリング・アセット・マネジメント社（本拠地 英国）の東南アジア投資を所管する同社100%出資の運用子会社。 ◆グロースとバリューの組み合わせにより割安で成長性の高い銘柄を発掘し、長期にわたる高パフォーマンスを追求する。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1.基本方針

この投資信託は、日本を含むアジアの株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

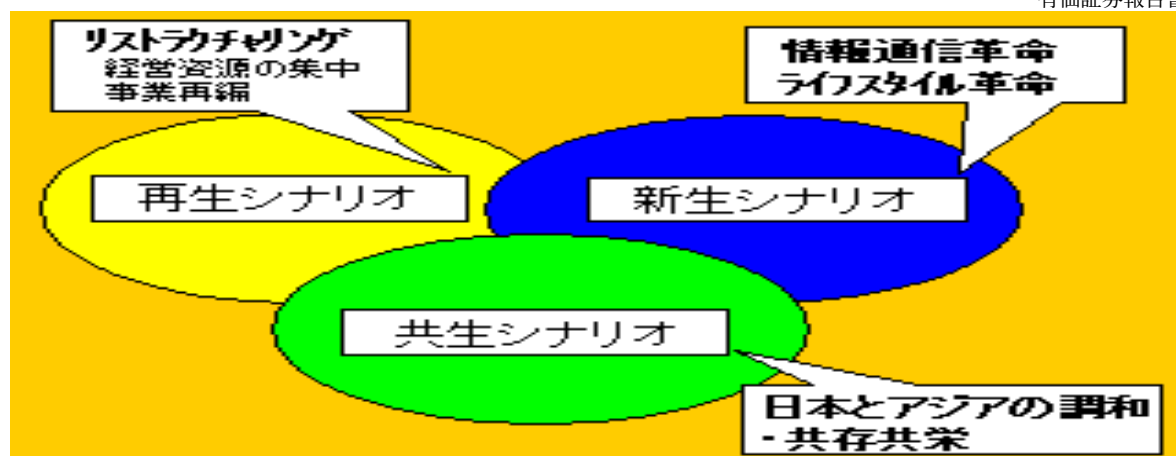
2.運用方法

I.投資対象

わが国およびアジアの証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

II.投資態度

- ①わが国の株式を中心にアジアの株式を投資対象として、積極的な運用を行います。
- ②株式への投資にあたっては、日本を中心としたアジアの株式の中から、「再生、新生、共生」を投資の視点とし、21世紀の日本・アジアの飛躍・発展を担うと判断される銘柄に投資します。
具体的には、事業の再編や構造改革等を通して企業体質が強化され日本・アジアの「再生」を担う銘柄、ライフスタイル革命や情報通信革命等を通して、より高度な生活を実現するための競争力や収益性を確保し将来にわたって日本・アジアの「新生」を担う銘柄、および日本経済・企業の再生・新生によりメリットを享受するアジアの「共生」を担う銘柄に投資します。
銘柄選定にあたっては、各国の政治・経済動向等の分析を行い、個別企業のファンダメンタルズ分析、テクニカル分析に加えて企業訪問を行いつつ、企業調査を重視した選定を行います。

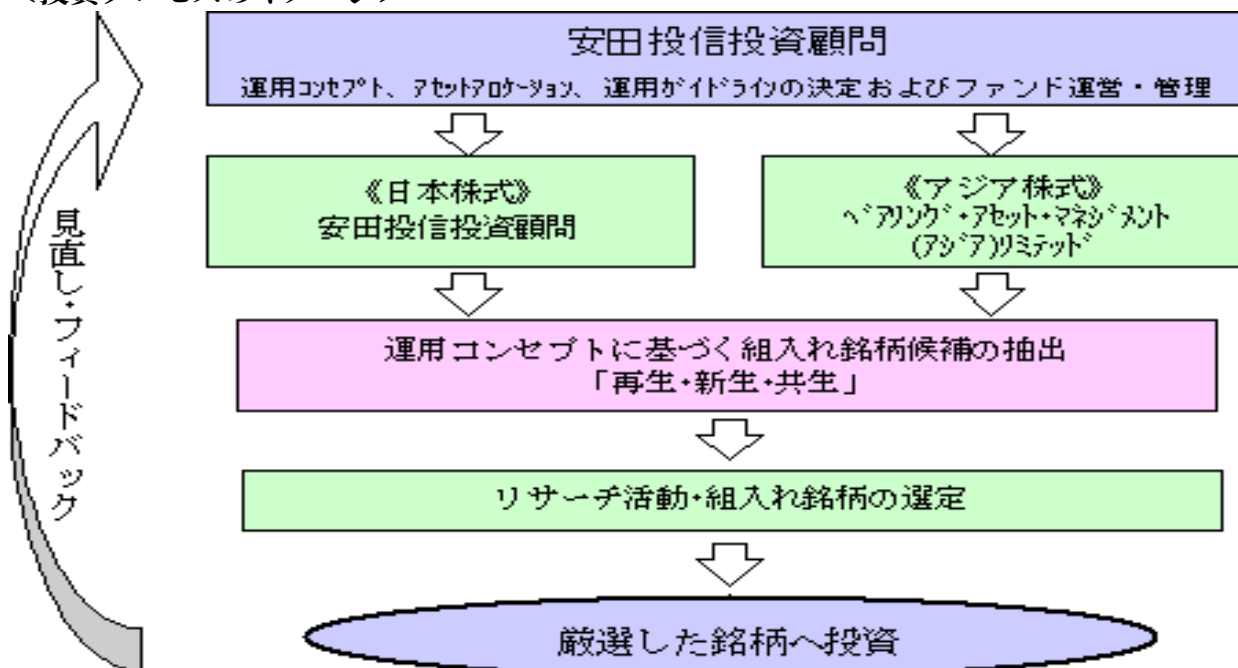


- ③運用指図に関する権限のうち日本を除くアジアの株式は、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドに委託します。
- ④設定当初の資産配分は、純資産総額に対する株式組入比率のうち、日本の株式70%程度、アジアの株式30%程度とします。運用開始後は、組入れ銘柄等の見直しを相場環境等の変化に対応し行います。
- ⑤株式の組入れは厳選50銘柄程度を基準とし、原則として純資産総額に対して90%～95%程度の高位を保ちます。
- ⑥外貨建資産の為替ヘッジは原則として行いません。
- ⑦設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
- ⑧有価証券等の価格変動リスクを回避するために、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑨信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

III. 投資プロセス

- ①安田投信投資顧問は、運用コンセプト、アセットアロケーションをはじめ、追加設定・解約等に対応したトータルなファンド運営・管理を行います。
- ②安田投信投資顧問およびベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドのファンドマネージャーおよびアナリストが、各国の政治・経済動向の分析等を行うとともに、企業訪問を含め企業調査を基本としたボトムアップアプローチを重視した銘柄選定を行います。
- ③銘柄の見直しは、運用コンセプト、業績動向、株価水準等を総合的に勘案し、安田投信投資顧問およびベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドが適宜行います。

＜投資プロセスのイメージ＞



（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条に定めるものおよびこれらの条項に規定する類似の取引に限ります。）

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの

9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

- 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 12) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 14) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、8) ならびに10) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から5) までの証券および8) ならびに10) の証券または証書のうち2) から5) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

- ①安田投信投資顧問は日本株式の運用を行い、また、運用コンセプト、追加設定・解約等に対応したトータルなファンド運営・管理を行います。
- ②ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッド（52名程度）は、当ファンドに関し委託会社から運用指図に関する権限の委託を受けて、株式の運用の指図に関する投資判断、発注等を行います。



安田投信投資顧問と投資顧問会社の間では、ファンドに関して、運用ガイドラインが取り決められており、それに沿った運用が行われております。運用ガイドラインの主な内容は以下の通りです。

■投資対象

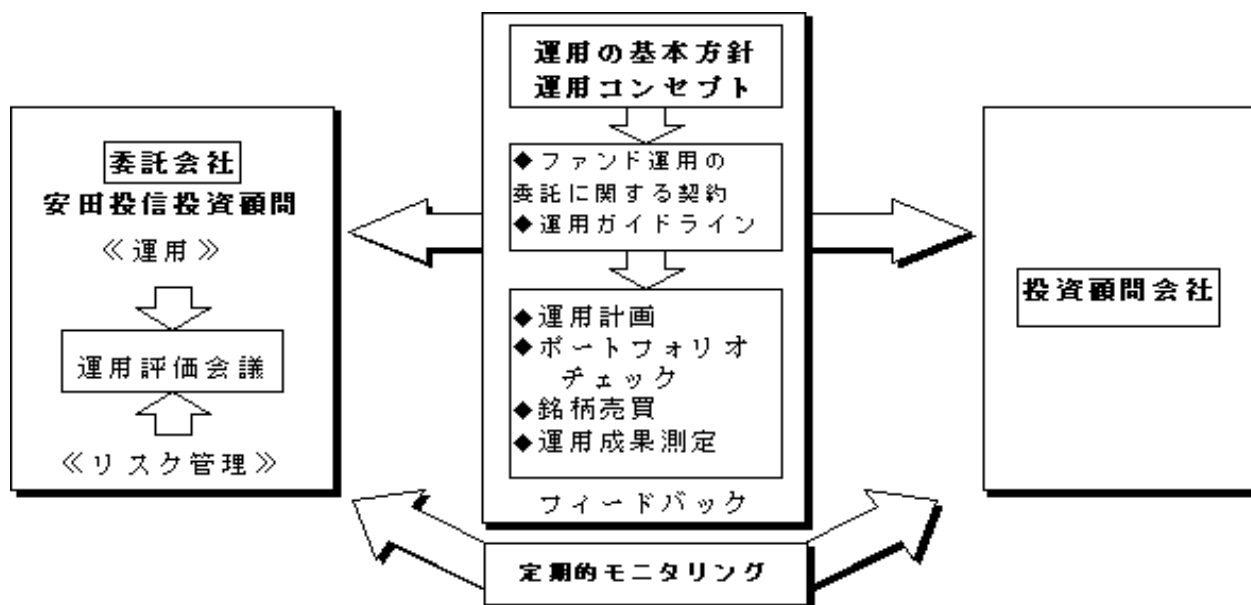
香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア、インドの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設す

るものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）する株式、または、これに準ずるもの（ADR・GDR・カントリーファンドを含みます。）を主要投資対象とします。

■投資制限

- ◆株式の組入比率を原則として運用資産残高の90%以上とします。
 - ◆同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- なお、運用ガイドライン等は平成21年6月末現在のもので、今後変更となることがあります。

委託会社は、運用にあたって投資顧問会社に対して次の通り運用、管理を行っています。
 なお、運用体制は平成21年6月末現在のもので、今後変更となることがあります。



- ①安田投信投資顧問は、投資政策委員会等においてファンドコンセプトに基づいてファンド運用の委託に関する運用の基本方針等を決定します。また、運用評価会議において運用ガイドライン遵守状況のチェックを行います。
- ②投資顧問会社は、運用の基本方針および運用ガイドラインに則り投資環境予測に基づいて、運用計画案を作成し、運用を行います。
- ③安田投信投資顧問と投資顧問会社は、投信運用管理部（8名程度）が行う定期的なモニタリングを通して、ファンドの運用方針、ポートフォリオ、運用成果等の運用状況に関する事項等について協議を行い、ファンドの適切な運営に努めております。また、安田投信投資顧問では、運用評価会議において運用パフォーマンス分析、ポートフォリオ特性の把握等、運用状況のレビューを行います。

■受託会社に対する管理体制等

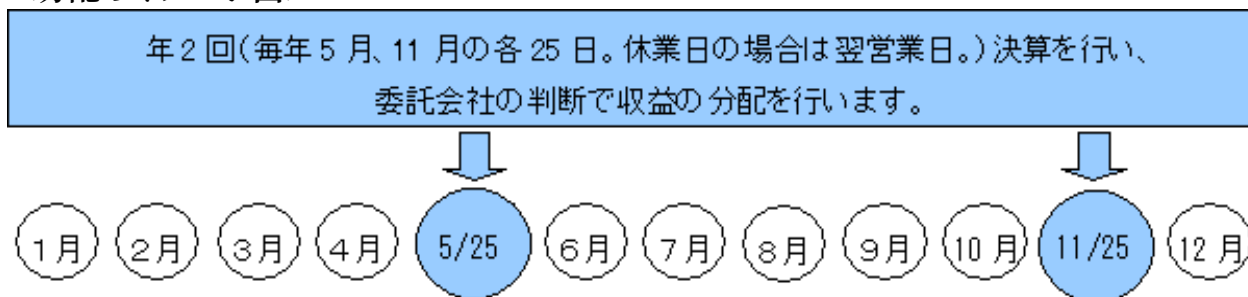
受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照会等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

（４）【分配方針】

年2回（毎年5月、11月の各25日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜分配のイメージ図＞



※上図は、分配に関するイメージ図であり、当ファンドの将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

■投資信託約款に基づく主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は次の範囲で行います。

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引は、次の範囲で行います。

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩信用取引は、次の範囲で行います。

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- 2) 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑪有価証券の貸付は、次の範囲で行います。

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫資金の借り入れは、次の範囲で行います。

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬外国為替予約の指図は、次の範囲で行います。

信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

■法律等で規制される取引等

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

＜同一株式の投資制限＞

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

＜投資運用業に関する禁止行為＞

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを内容とした運用を行うこと。

3【投資リスク】

（１）ファンドの主なリスク

当ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としますので、組入れた有価証券等の値動き、組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドに組入れた有価証券等には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。

①価格変動リスク

株式の価格動向は、国内外の政治・経済情勢の影響を受けます。このため組入銘柄の値動きにより基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

②流動性リスク

株式を売却する際に、期待される価格で売却できない場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

③信用リスク

投資している株式を発行する企業の信用状況等の変化により、倒産またはそれに準じる状態に陥った場合、その企業の株式価値が大きく減少することまたはなくなることがあります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

④為替変動リスク

外貨建資産への投資は、為替動向によって基準価額は影響を受けます。一般的に、当該外貨に対し円安になれば、当該外貨建資産の価格の上昇要因となりますが、円高になれば、当該外貨建資産の価格の下落要因となります。したがって、為替変動等により外貨建資産の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

（２）リスクに対する管理体制

＜アジア株のリスク管理体制＞

ファンド運用の委託に関する契約先の投資顧問会社は、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等の各種リスク管理を投資顧問会社のリスク管理体制に基づき行っています。

①ファンドの運用リスク管理は、各種リスク管理モデルを利用して行われます。また、社内ガイドラインを設け、国、セクター、銘柄のウェイトが基準内にあることを監視しています。リスク要因の分析結果は毎月のアジア・パシフィック投資戦略会議で検証され、必要に応じて投資戦略に反映されます。

②業務上のリスク管理は運用部門から独立しているポートフォリオ管理部門が行います。ファンドが投資目的および投資制約に適ったものであることを自社のシステムを用いて常時監視しています。また、ロンドンの運用プロセス・ディレクターが、各運用チームが規定の運用プロセスに合致した投資行動をとっていることを常に監督しています。

③関係法令および投資信託約款等の遵守状況については社内の他の部署から完全に独立しているコンプライアンス部が監視しています。

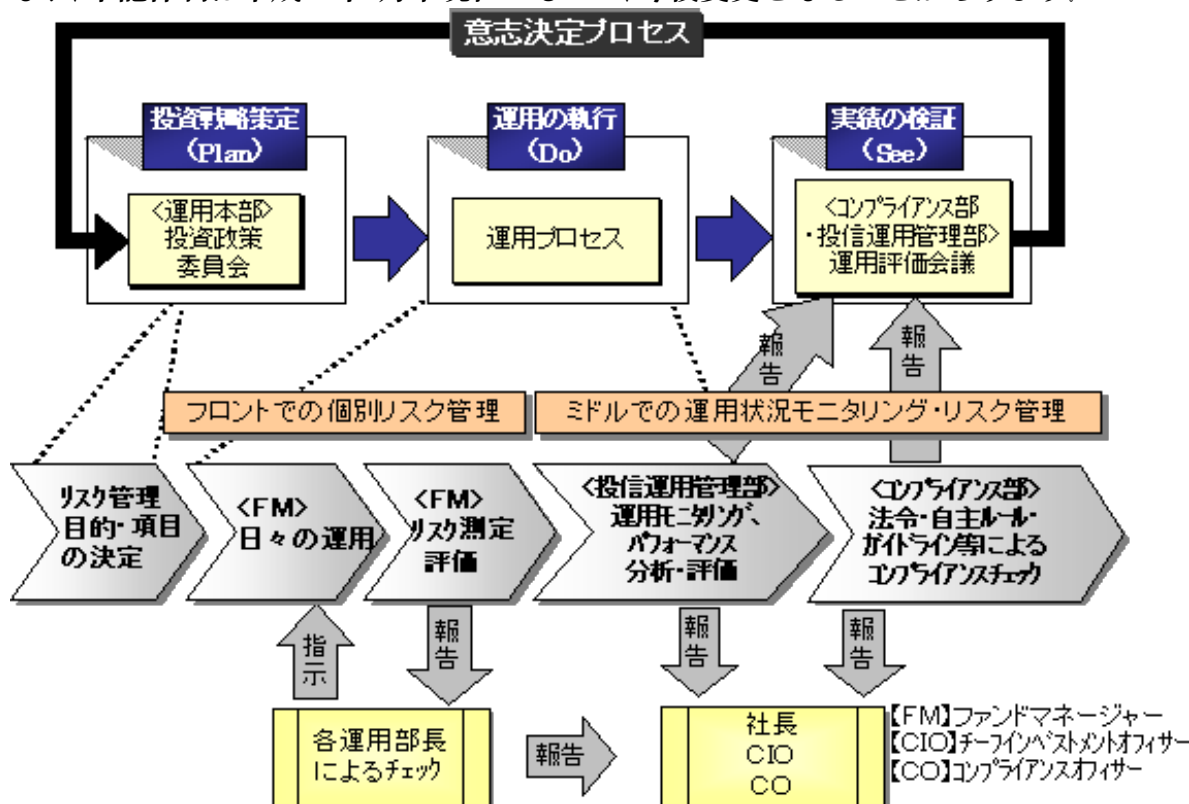
また、委託会社は次の体制によりリスク管理を行っています。

- ①リスク管理部門は、個別銘柄等ポートフォリオの状況、運用成果を定期的にモニタリングするとともに、投資顧問会社が運用の基本方針および運用ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき、定期的なフォローおよびチェックを実施しております。必要に応じて、投資顧問会社にフィードバックすると同時に運用評価会議に上程し検討を行っています。
- ②月次のコンプライアンス委員会において、法令遵守状況を報告し、必要に応じて投資顧問会社にフィードバックし状況改善を指示します。

<日本株のリスク管理体制>

委託会社は以下のリスク管理体制に基づきファンド管理を行っています。フロント部門における日常的なリスク管理の他に、独立したリスク管理部門によるリスク管理が行われ、厳格な相互牽制の下で運用を行っています。

なお、下記体制は平成21年6月末現在のもので、今後変更となる場合があります。



①フロント部門におけるリスク管理

運用部門の長は、パフォーマンス動向、個別銘柄売買動向、運用ガイドラインとの整合性等を日々チェックします。

②ミドル部門における運用モニタリング・リスク管理

投信運用管理部は、リスク管理を含めたファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、運用評価会議においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析等、ファンドの運用状況を報告します。また、コンプライアンス部は、法令遵守や運用ガイドラインとの整合性を最終チェックします。

③運用評価会議

月次で開催され、社長以下の全役員、コンプライアンスオフィサー、内部監査部長、投信運用管理部および運用本部のファンドマネージャー等が参加し、各ファンドの運用状況やガイドラインとの整合性、パフォーマンス動向、ポートフォリオ特性等が報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜1.80%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、下記の通りとします。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.89% （税抜1.80%）	0.9975% （税抜0.95%）	0.7875% （税抜0.75%）	0.105% （税抜0.10%）

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

委託会社の報酬には、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドへの投資顧問報酬が含まれ、その報酬額は、当ファンドの信託財産の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た額とします。

- ・外貨建純資産額に応じて50億円以下の部分は年率0.7%
- ・外貨建純資産額に応じて50億円超の部分は年率0.5%

（４）【その他の手数料等】

①監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0063%（税抜0.006%）の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査報酬等を毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、監査報酬の額は、監査法人との間で見直されることがあります。

②その他の費用

信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額および外貨建資産の保管ならびに先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記（１）から（４）の手数料・費用等の合計額は、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

＜収益分配金の課税＞

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

※平成21年1月1日から平成23年12月31日まで3年間適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

解約時および償還時の譲渡損失については、申告分離課税を選択した収益分配金（配当所得）および上場株式等の譲渡益等との損益通算が可能になります。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。

２）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

②個別元本について

１）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

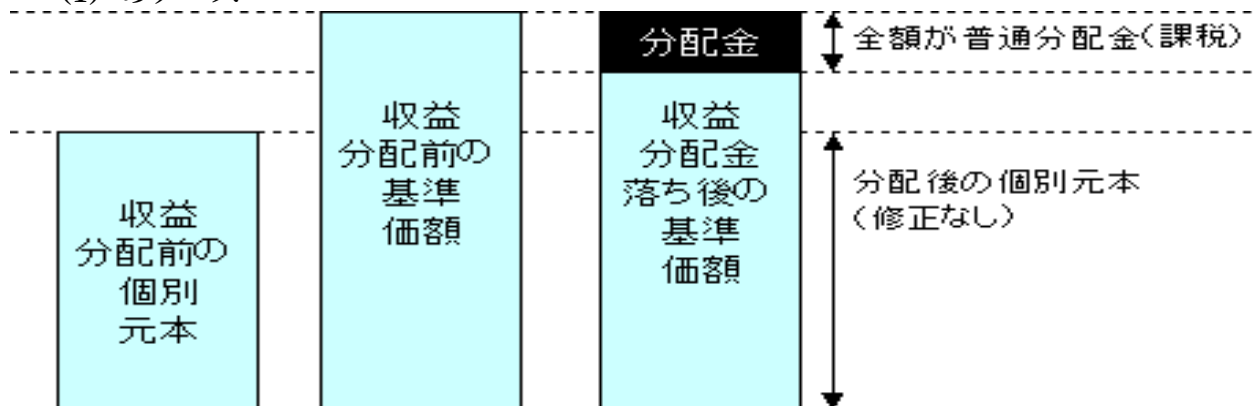
３）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４）受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

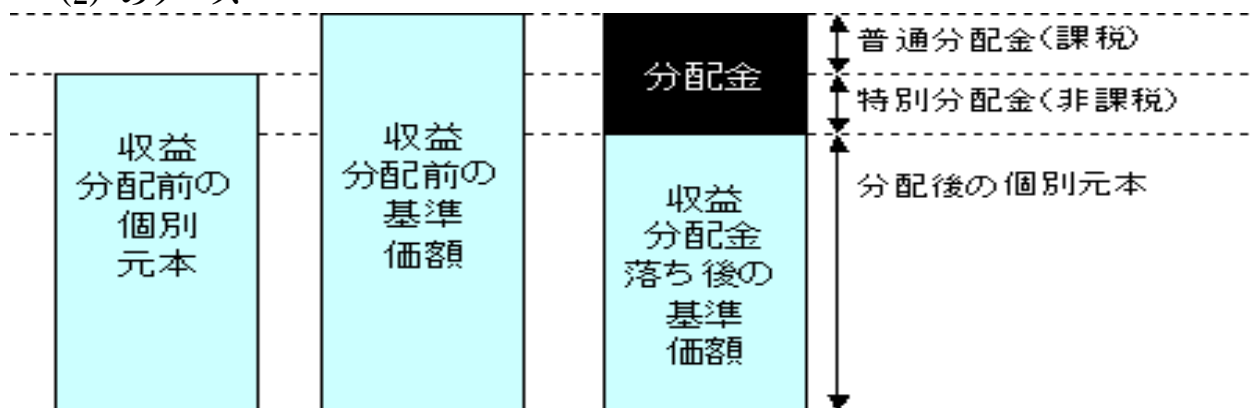
③収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、（1）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（2）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（1）のケース



（2）のケース



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税制が改正された場合等は、「課税上の取扱い」の内容が変更となることがあります。

※課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

安田オリエンタル・セレクト50

（平成21年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	金額（円）	投資比率（％）
株式	日本	757,272,900	61.9
	香港	171,188,355	14.0
	シンガポール	62,414,998	5.1
	タイ	17,185,080	1.4
	韓国	74,868,016	6.1
	台湾	76,372,308	6.2
小計		1,159,301,657	94.7
現金およびその他の資産（負債控除後）		64,407,110	5.3
合計（純資産総額）		1,223,708,767	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の金額（時価）の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

安田オリエンタル・セレクト50

(平成21年6月30日現在)

順位	銘柄名	国／地域	種類	業種	株数 (株)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本風力開発	日本	株式	卸売業	91	297,800	27,099,800	428,000	38,948,000	3.2
2	ピジョン	日本	株式	その他製品	11,000	2,400	26,400,000	3,070	33,770,000	2.8
3	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	中国	株式	エネルギー	81,500	303	24,739,732	353	28,829,361	2.4
4	日本マクドナルド ホールディングス	日本	株式	小売業	15,400	1,921	29,583,400	1,789	27,550,600	2.3
5	野村ホールディングス	日本	株式	証券・商品 先物取引業	33,600	689	23,150,400	814	27,350,400	2.2
6	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	銀行	343,000	70	24,141,671	74	25,668,610	2.1
7	宇部興産	日本	株式	化学	94,000	215	20,210,000	270	25,380,000	2.1
8	デジタルハーツ	日本	株式	情報・通信業	98	202,000	19,796,000	256,000	25,088,000	2.1
9	メガチップス	日本	株式	電気機器	11,100	1,612	17,893,200	2,220	24,642,000	2.0
10	OLAM INTERNATIONAL LTD	シンガ ポール	株式	食品・生活 必需品小売り	152,000	119	18,218,446	158	24,157,056	2.0
11	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	台湾	株式	各種金融	263,000	89	23,422,780	90	23,921,954	2.0
12	りそなホールディングス	日本	株式	銀行業	17,600	1,438	25,308,800	1,356	23,865,600	2.0
13	日本写真印刷	日本	株式	その他製品	5,100	3,720	18,972,000	4,640	23,664,000	1.9
14	CHINA MENGNIU DAIRY CO	香港	株式	食品・飲料・ タバコ	102,000	186	19,007,251	230	23,531,583	1.9
15	WING HANG BANK LIMITED	香港	株式	銀行	26,000	869	22,599,226	903	23,484,006	1.9
16	フェローテック	日本	株式	電気機器	21,700	1,035	22,459,500	1,075	23,327,500	1.9
17	SHINSEGAE CO LTD	韓国	株式	食品・生活 必需品小売り	612	36,511	22,344,743	37,550	22,980,600	1.9
18	ディー・エヌ・エー	日本	株式	サービス業	71	327,000	23,217,000	323,000	22,933,000	1.9
19	中国塗料	日本	株式	化学	34,000	588	19,992,000	666	22,644,000	1.9
20	栗田工業	日本	株式	機械	6,700	2,535	16,984,500	3,120	20,904,000	1.7
21	FAR EASTERN TEXTILE	台湾	株式	資本財	177,000	110	19,484,868	113	20,079,234	1.6
22	ワークスアプリケーションズ	日本	株式	情報・通信業	339	54,153	18,358,167	58,400	19,797,600	1.6
23	もしもしホットライン	日本	株式	サービス業	9,700	1,790	17,363,000	2,005	19,448,500	1.6
24	アルバック	日本	株式	電気機器	7,000	1,899	13,293,000	2,775	19,425,000	1.6
25	VENTURE CORP LTD	シンガ ポール	株式	テクノロジー ・ ハードウェア および機器	42,000	439	18,467,433	461	19,385,242	1.6
26	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	7,100	2,681	19,038,527	2,660	18,886,000	1.5
27	WILMAR INTERNATIONAL LTD	シンガ ポール	株式	食品・飲料・ タバコ	57,000	336	19,187,872	331	18,872,700	1.5
28	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	中国	株式	運輸	682,000	26	17,840,135	27	18,589,956	1.5

29	三井住友フィナンシャル グループ	日本	株式	銀行業	4,700	3,951	18,569,947	3,930	18,471,000	1.5
30	ヴィレッジヴァンガード コーポレーション	日本	株式	小売業	72	227,600	16,387,200	256,000	18,432,000	1.5

	種類	業種	投資比率（％）
国内	株式	食料品	1.2
		化学	6.5
		医薬品	1.5
		鉄鋼	2.4
		機械	4.0
		電気機器	12.1
		輸送用機器	3.0
		その他製品	4.7
		空運業	1.0
		倉庫・運輸関連業	1.2
		情報・通信業	3.7
		卸売業	3.2
		小売業	5.1
		銀行業	3.5
		証券、商品先物取引業	2.2
		不動産業	1.9
		サービス業	4.7
外国	株式	エネルギー	3.6
		素材	4.3
		資本財	1.6
		運輸	1.5
		耐久消費財・アパレル	1.4
		食品・生活必需品小売り	3.8
		食品・飲料・タバコ	3.5
		銀行	6.9
		各種金融	3.3
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.9
		合計	

（注１）邦貨換算金額については、平成21年６月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により換算し、円未満を切捨てております。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する評価額の比率で、小数第二位を四捨五入しております。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

運用開始以来の各計算期末および平成20年6月から平成21年6月までの各月末の純資産の推移は以下の通りです。

安田オリエンタル・セレクト50

	純資産総額（百万円）		1万口当たりの基準価額（円）	
	分配付	分配落	分配付	分配落
第1期末 (平成12年5月25日)	7,177	6,562	10,938	10,000
第2期末 (平成12年11月27日)	5,342	5,342	8,902	8,902
第3期末 (平成13年5月25日)	5,056	5,056	8,788	8,788
第4期末 (平成13年11月26日)	4,068	4,068	7,362	7,362
第5期末 (平成14年5月27日)	4,529	4,502	8,472	8,422
第6期末 (平成14年11月25日)	3,681	3,681	6,929	6,929
第7期末 (平成15年5月26日)	2,566	2,566	6,513	6,513
第8期末 (平成15年11月25日)	2,560	2,560	7,729	7,729
第9期末 (平成16年5月25日)	2,901	2,901	9,191	9,191
第10期末 (平成16年11月25日)	2,740	2,740	8,703	8,703
第11期末 (平成17年5月25日)	3,029	3,029	9,505	9,505
第12期末 (平成17年11月25日)	3,329	3,294	11,402	11,281
第13期末 (平成18年5月25日)	3,576	3,560	12,579	12,523
第14期末 (平成18年11月27日)	3,460	3,460	12,663	12,663
第15期末 (平成19年5月25日)	3,631	3,619	14,506	14,457
第16期末 (平成19年11月26日)	3,587	3,572	14,771	14,710
第17期末 (平成20年5月26日)	1,770	1,770	12,470	12,470
第18期末 (平成20年11月25日)	946	946	6,913	6,913
第19期末 (平成21年5月25日)	1,121	1,121	8,128	8,128
平成20年 6月末	1,634	-	11,559	-
7月末	1,602	-	11,348	-
8月末	1,556	-	11,112	-
9月末	1,273	-	9,321	-
10月末	995	-	7,288	-
11月末	976	-	7,123	-
12月末	1,011	-	7,352	-
平成21年 1月末	933	-	6,820	-
2月末	914	-	6,677	-
3月末	988	-	7,193	-
4月末	1,049	-	7,627	-
5月末	1,159	-	8,410	-
6月末	1,223	-	8,857	-

②【分配の推移】

安田オリエンタル・セレクト50

計算期	1万口当たりの収益分配金（円）
第1期末（平成12年5月25日）	942
第2期末（平成12年11月27日）	0
第3期末（平成13年5月25日）	0
第4期末（平成13年11月26日）	0
第5期末（平成14年5月27日）	50
第6期末（平成14年11月25日）	0
第7期末（平成15年5月26日）	0
第8期末（平成15年11月25日）	0
第9期末（平成16年5月25日）	0
第10期末（平成16年11月25日）	0
第11期末（平成17年5月25日）	0
第12期末（平成17年11月25日）	130
第13期末（平成18年5月25日）	60
第14期末（平成18年11月27日）	0
第15期末（平成19年5月25日）	50
第16期末（平成19年11月26日）	65
第17期末（平成20年5月26日）	0
第18期末（平成20年11月25日）	0
第19期末（平成21年5月25日）	0

（注）分配金額には外国所得税控除額第1期末4円02銭、第5期末0円28銭、第12期末8円91銭、第13期末3円58銭、第15期末0円65銭、第16期末3円48銭を含みます。

③【収益率の推移】

安田オリエンタル・セレクト50

計算期	収益率（％）
第1期末（平成12年5月25日）	9.4
第2期末（平成12年11月27日）	△11.0
第3期末（平成13年5月25日）	△1.3
第4期末（平成13年11月26日）	△16.2
第5期末（平成14年5月27日）	15.1
第6期末（平成14年11月25日）	△17.7
第7期末（平成15年5月26日）	△6.0
第8期末（平成15年11月25日）	18.7
第9期末（平成16年5月25日）	18.9
第10期末（平成16年11月25日）	△5.3
第11期末（平成17年5月25日）	9.2
第12期末（平成17年11月25日）	20.0
第13期末（平成18年5月25日）	11.5
第14期末（平成18年11月27日）	1.1
第15期末（平成19年5月25日）	14.6
第16期末（平成19年11月26日）	2.2
第17期末（平成20年5月26日）	△15.2
第18期末（平成20年11月25日）	△44.6
第19期末（平成21年5月25日）	17.6

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成11年11月26日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始
- 平成16年1月1日 「Y P Wオリエンタル・セレクト50」 から「安田オリエンタル・セレクト50」へファンド名を変更
- 平成19年1月4日 投資信託の振替制度に移行するための変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消することができます。

（2）申込単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（3）申込価額

申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

（4）申込手数料

取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
詳しくは販売会社へお問い合わせください。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

（１）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

（２）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時（証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

（３）解約単位

委託会社の承認を得て販売会社が定める単位で取扱いを行います。

（４）解約価額

一部解約の価額は、一部解約の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、一部解約の価額は、販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

（５）信託財産留保額

ありません。

（６）解約代金の支払い

解約代金の支払いは、原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

（７）解約に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して求めます。

■組入資産の評価

資産の種類	評価方法
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、取得した国の市場における最終相場。店頭市場登録株式については、計算日に知りうる直近の日の最終相場または最終買気配相場。）により評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。
為替予約	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は、販売会社または下記へお問い合わせください。

安田投信投資顧問

ホームページ <http://www.yasuda-asset.com>

フリーダイヤル 0120-401-984

受付時間：営業日の午前9時～午後5時（半休日の場合は正午まで）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月26日から11月25日、11月26日から翌年5月25日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は当該日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

1.信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が、10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2.信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

3.委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

4.委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5.受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

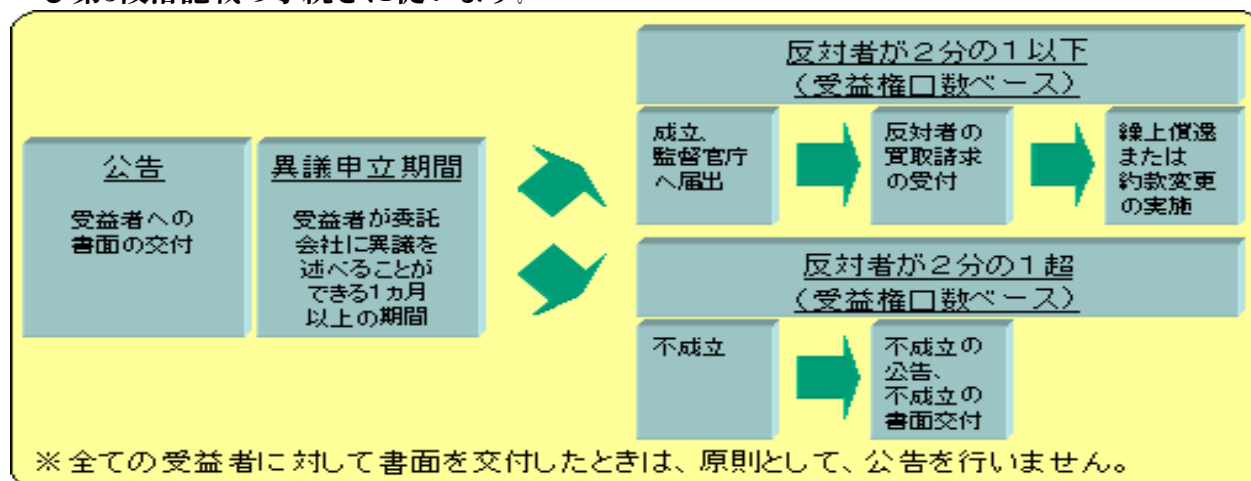
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.第2および第3段落記載の手続きに従います。



③関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンド運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

④運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に販売会社を通じて交付します。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

③帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

④反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社または委託会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第18期（平成20年5月27日から平成20年11月25日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第19期（平成20年11月26日から平成21年5月25日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第18期（平成20年5月27日から平成20年11月25日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第19期（平成20年11月26日から平成21年5月25日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期（平成20年5月27日から平成20年11月25日まで）及び第19期（平成20年11月26日から平成21年5月25日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

安田オリエンタル・セレクト50

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (平成20年11月25日現在)	第19期 (平成21年5月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	7,026,672	6,429,704
金銭信託	184,026	658,859
コール・ローン	66,291,163	55,083,523
株式	882,831,695	1,039,539,215
未収入金	—	24,448,272
未収配当金	4,099,540	8,355,102
未収利息	363	75
流動資産合計	960,433,459	1,134,514,750
資産合計	960,433,459	1,134,514,750
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	17,987	97,361
未払金	—	3,855,138
未払解約金	632,517	164,745
未払受託者報酬	743,467	518,232
未払委託者報酬	12,638,797	8,809,849
その他未払費用	48,661	31,037
流動負債合計	14,081,429	13,476,362
負債合計	14,081,429	13,476,362
純資産の部		
元本等		
元本	1,368,965,409	1,379,239,165
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△422,613,379	△258,200,777
（分配準備積立金）	604,761,512	606,106,109
元本等合計	946,352,030	1,121,038,388
純資産合計	946,352,030	1,121,038,388
負債純資産合計	960,433,459	1,134,514,750

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 （自 平成20年 5 月27日 至 平成20年11月25日）	第19期 （自 平成20年11月26日 至 平成21年 5 月25日）
営業収益		
受取配当金	11,408,961	11,812,169
配当株式	365,226	—
受取利息	155,375	30,793
有価証券売買等損益	△698,286,375	159,677,856
為替差損益	△68,529,208	5,949,363
その他収益	327,710	147,631
営業収益合計	△754,558,311	177,617,812
営業費用		
受託者報酬	743,467	518,232
委託者報酬	12,638,797	8,809,849
その他費用	1,837,794	1,181,733
営業費用合計	15,220,058	10,509,814
営業利益又は営業損失（△）	△769,778,369	167,107,998
経常利益又は経常損失（△）	△769,778,369	167,107,998
当期純利益又は当期純損失（△）	△769,778,369	167,107,998
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△16,782,125	392,036
期首剰余金又は期首欠損金（△）	350,560,260	△422,613,379
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	6,996,459
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	6,996,459
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,177,395	9,299,819
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,654,004	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	523,391	9,299,819
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△422,613,379	△258,200,777

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第18期 (自 平成20年 5 月27日 至 平成20年11月25日)	第19期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年 5 月25日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。	(1) 株式 同左 (2) 為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額又は入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 同左
4. その他	当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成20年 5 月27日から平成20年11月25日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、平成20年11月26日から平成21年 5 月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第18期 (平成20年11月25日現在)	第19期 (平成21年 5 月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,368,965,409口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,379,239,165口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 422,613,379円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 258,200,777円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6913円 (10,000口当たり純資産額) (6,913円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8128円 (10,000口当たり純資産額) (8,128円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 (自 平成20年5月27日 至 平成20年11月25日)			第19期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年5月25日)		
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額			支払金額		
1,503,124円			1,049,817円		
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は、671,103,639円(10,000口当たり4,902円25銭)であり、分配金は0円としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は、687,456,882円(10,000口当たり4,984円30銭)であり、分配金は0円としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額（費用控除後）	A	-円	配当等収益額（費用控除後）	A	11,256,715円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	66,342,127円	収益調整金額	C	81,350,773円
分配準備積立金額	D	604,761,512円	分配準備積立金額	D	594,849,394円
分配対象額（A + B + C + D）	E	671,103,639円	分配対象額（A + B + C + D）	E	687,456,882円
期末受益権口数	F	1,368,965,409口	期末受益権口数	F	1,379,239,165口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	4,902円 25銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	4,984円 30銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	-円

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期（自 平成20年5月27日 至 平成20年11月25日）

該当事項はございません。

第19期（自 平成20年11月26日 至 平成21年5月25日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	第18期 (自 平成20年5月27日 至 平成20年11月25日)	第19期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年5月25日)
期首元本額	1,419,536,639円	1,368,965,409円
期中追加設定元本額	29,330,785円	32,949,580円
期中一部解約元本額	79,902,015円	22,675,824円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第18期 (自 平成20年5月27日 至 平成20年11月25日)		第19期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年5月25日)	
種類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	882,831,695	△409,779,427	1,039,539,215	104,897,032
合計	882,831,695	△409,779,427	1,039,539,215	104,897,032

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

第18期 (自 平成20年5月27日 至 平成20年11月25日)	第19期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年5月25日)
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 2. 取引に対する取組方針 当投資信託のデリバティブ取引は、信託約款およびデリバティブ取引に関する社内基準に基づいて行っております。 3. 取引の利用目的 当投資信託は、投資活動上生じる市場リスクを低減する目的でデリバティブ取引を行っております。 4. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は市場リスクを有しておりますが、当該取引の市場リスクはヘッジ対象資産の為替変動リスクと減殺されており、評価損益が財務諸表に与える影響は限定的であります。 また、取引の契約先は国際的に優良な金融機関に分散しており、信用リスクは低いものと考えられます。 5. 取引に係るリスクの管理体制 為替予約取引のリスクについては、委託会社の運用事務管理部が取引結果やポジションを記録し、投信運用管理部がそのモニタリングやファンドの投資方針、投資制限の枠などに照らして管理しております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項に記載の契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスクの管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

第18期（自 平成20年5月27日 至 平成20年11月25日）

（平成20年11月25日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,000,000	-	3,982,013	△17,987
	新台湾ドル	4,000,000	-	3,982,013	△17,987
合計		-	-	-	△17,987

第19期（自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日）

（平成21年 5月25日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	24,265,807	-	24,324,978	△59,171
	シンガポールドル	23,985,115	-	24,043,839	△58,724
	マレーシアリングット	280,692	-	281,139	△447
	買建	19,468,190	-	19,430,000	△38,190
	新台湾ドル	19,468,190	-	19,430,000	△38,190
合計		-	-	-	△97,361

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

（平成21年５月25日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	わらべや日洋	15,300	1,193	18,252,900	
	宇部興産	94,000	215	20,210,000	
	中国塗料	44,000	588	25,872,000	
	エス・ディー・エス バイオテック	20,800	619	12,875,200	
	ツムラ	6,000	2,840	17,040,000	
	山陽特殊製鋼	62,000	374	23,188,000	
	日阪製作所	12,000	1,085	13,020,000	
	栗田工業	6,700	2,535	16,984,500	
	東芝	27,000	334	9,018,000	
	NECエレクトロニクス	14,600	932	13,607,200	
	セイコーエプソン	10,200	1,289	13,147,800	
	アルバック	7,000	1,899	13,293,000	
	ソニー	6,500	2,495	16,217,500	
	メガチップス	11,100	1,612	17,893,200	
	三社電機製作所	25,000	419	10,475,000	
	フェローテック	21,700	1,035	22,459,500	
	佐世保重工業	87,000	212	18,444,000	
	本田技研工業	5,900	2,685	15,841,500	
	日本写真印刷	5,100	3,720	18,972,000	
	ビジョン	11,000	2,400	26,400,000	
	日本航空	69,000	187	12,903,000	
	近鉄エクスプレス	6,400	2,075	13,280,000	
	デジタルハーツ	98	202,000	19,796,000	
	ザッパラス	100	218,800	21,880,000	
	日本風力開発	112	297,800	33,353,600	
	日本マクドナルドホールディングス	15,400	1,921	29,583,400	
	ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	72	227,600	16,387,200	
	マガシーク	102	87,500	8,925,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	16,100	843	13,572,300	
	ナルミヤ・インターナショナル	380	37,000	14,060,000	
	りそなホールディングス	17,600	1,438	25,308,800	
	野村ホールディングス	33,600	689	23,150,400	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	244	80,600	19,666,400	
	ミクシィ	36	470,000	16,920,000	
	ディー・エヌ・エー	80	327,000	26,160,000	
	もしもしホットライン	9,700	1,790	17,363,000	
	早稲田アカデミー	31,700	660	20,922,000	
小計		693,624		676,442,400	
香港ドル	CHINA SOUTHERN AIRLINES CO-H	326,000	2.05	668,300.00	
	DENWAY MOTORS LIMITED	576,000	3.72	2,142,720.00	
	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	186,000	6.30	1,171,800.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	102,000	15.04	1,534,080.00	

	CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	81,500	24.50	1,996,750.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	273,000	4.78	1,304,940.00	
	SINO-OCEAN LAND HOLDINGS	247,000	7.21	1,780,870.00	
	CHINA NATIONAL MATERIALS - H	220,000	6.38	1,403,600.00	
小計		2,011,500		12,003,060.00	
				(146,437,332)	
シンガポールドル	VENTURE CORP LTD	42,000	6.640	278,880.00	
	OLAM INTERNATIONAL LTD	152,000	1.810	275,120.00	
小計		194,000		554,000.00	
				(36,298,080)	
マレーシアリングィット	GAMUDA BHD	337,500	2.6100	880,875.00	
小計		337,500		880,875.00	
				(23,959,800)	
韓国ウォン	LG ELECTRONICS INC	1,884	111,000.00	209,124,000.00	
	POSCO	522	398,500.00	208,017,000.00	
	HANA FINANCIAL GROUP	11,060	28,800.00	318,528,000.00	
	MIRAE ASSET SECURITIES CO LT	3,193	81,100.00	258,952,300.00	
小計		16,659		994,621,300.00	
				(75,591,218)	
新台湾ドル	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	6,000	98.30	589,800.00	
	FAR EASTERN TEXTILE	177,000	37.70	6,672,900.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO	263,000	30.50	8,021,500.00	
	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	289,000	23.05	6,661,450.00	
	LARGAN PRECISION CO LTD	16,000	370.00	5,920,000.00	
小計		751,000		27,865,650.00	
				(80,810,385)	
合計				1,039,539,215	
				(363,096,815)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
日本円	株式37銘柄	60.3%	65.1%
香港ドル	株式8銘柄	13.1%	14.1%
シンガポールドル	株式2銘柄	3.2%	3.5%
マレーシアリングィット	株式1銘柄	2.1%	2.3%
韓国ウォン	株式4銘柄	6.8%	7.2%
新台湾ドル	株式5銘柄	7.2%	7.8%

(2) 株式以外の有価証券（平成21年5月25日現在）

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

安田オリエンタル・セレクト50

(平成21年6月30日現在)

項目	金額または口数
I 資産総額	1,246,286,706円
II 負債総額	22,577,939円
III 純資産総額（I－II）	1,223,708,767円
IV 発行済数量	1,381,612,559口
V 1万口当たり純資産額（III／IV＊10,000）	8,857円

第5【設定及び解約の実績】

安田オリエンタル・セレクト50

	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	18,894,103,365	12,331,769,451	6,562,333,914
第2期	2,153,828,276	2,715,284,071	6,000,878,119
第3期	233,059,696	480,208,281	5,753,729,534
第4期	50,011,969	277,713,745	5,526,027,758
第5期	62,348,375	242,084,459	5,346,291,674
第6期	69,988,218	104,054,982	5,312,224,910
第7期	72,944,446	1,444,704,443	3,940,464,913
第8期	62,668,694	689,791,618	3,313,341,989
第9期	52,439,901	208,714,132	3,157,067,758
第10期	170,794,800	179,252,079	3,148,610,479
第11期	245,406,369	206,394,298	3,187,622,550
第12期	42,757,955	310,275,266	2,920,105,239
第13期	85,803,771	162,861,999	2,843,047,011
第14期	31,535,102	141,605,977	2,732,976,136
第15期	51,332,956	280,805,482	2,503,503,610
第16期	50,706,242	125,212,549	2,428,997,303
第17期	61,593,060	1,071,053,724	1,419,536,639
第18期	29,330,785	79,902,015	1,368,965,409
第19期	32,949,580	22,675,824	1,379,239,165

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成21年6月末現在）

資本金	26億円
発行する株式の総数	16万株
発行済株式総数	11万5600株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

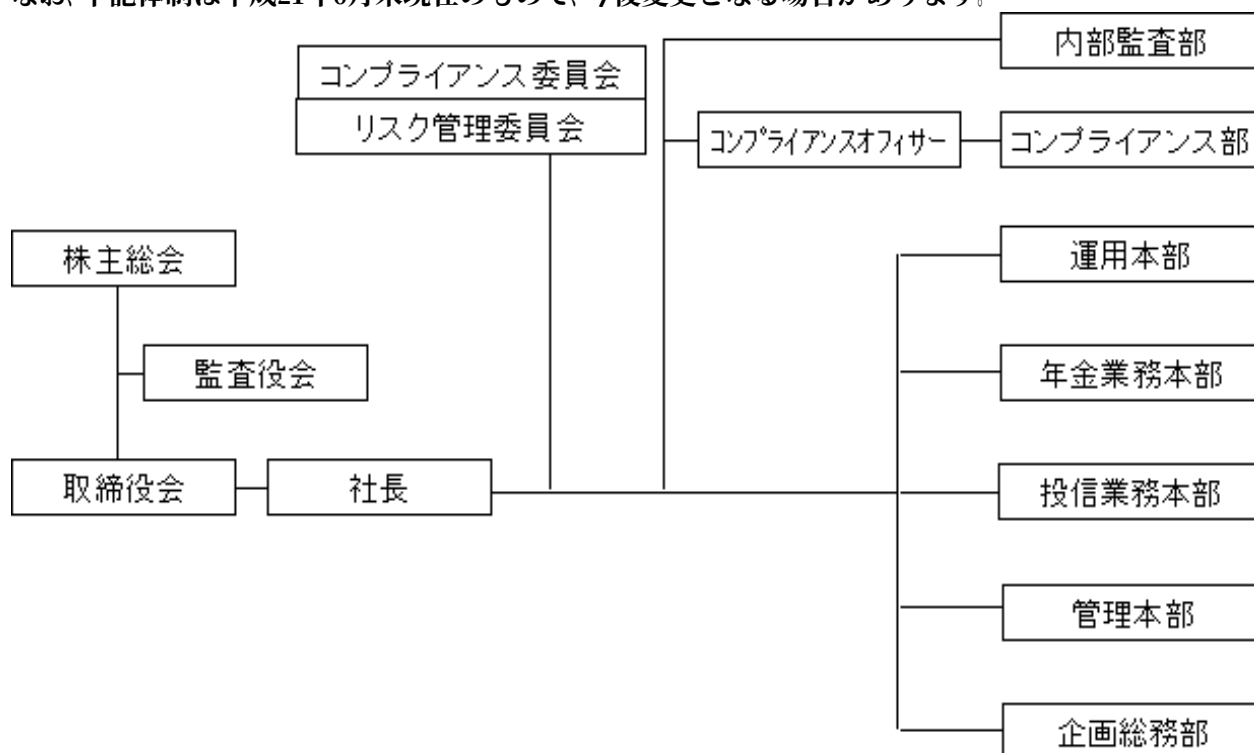
（2）会社の機構

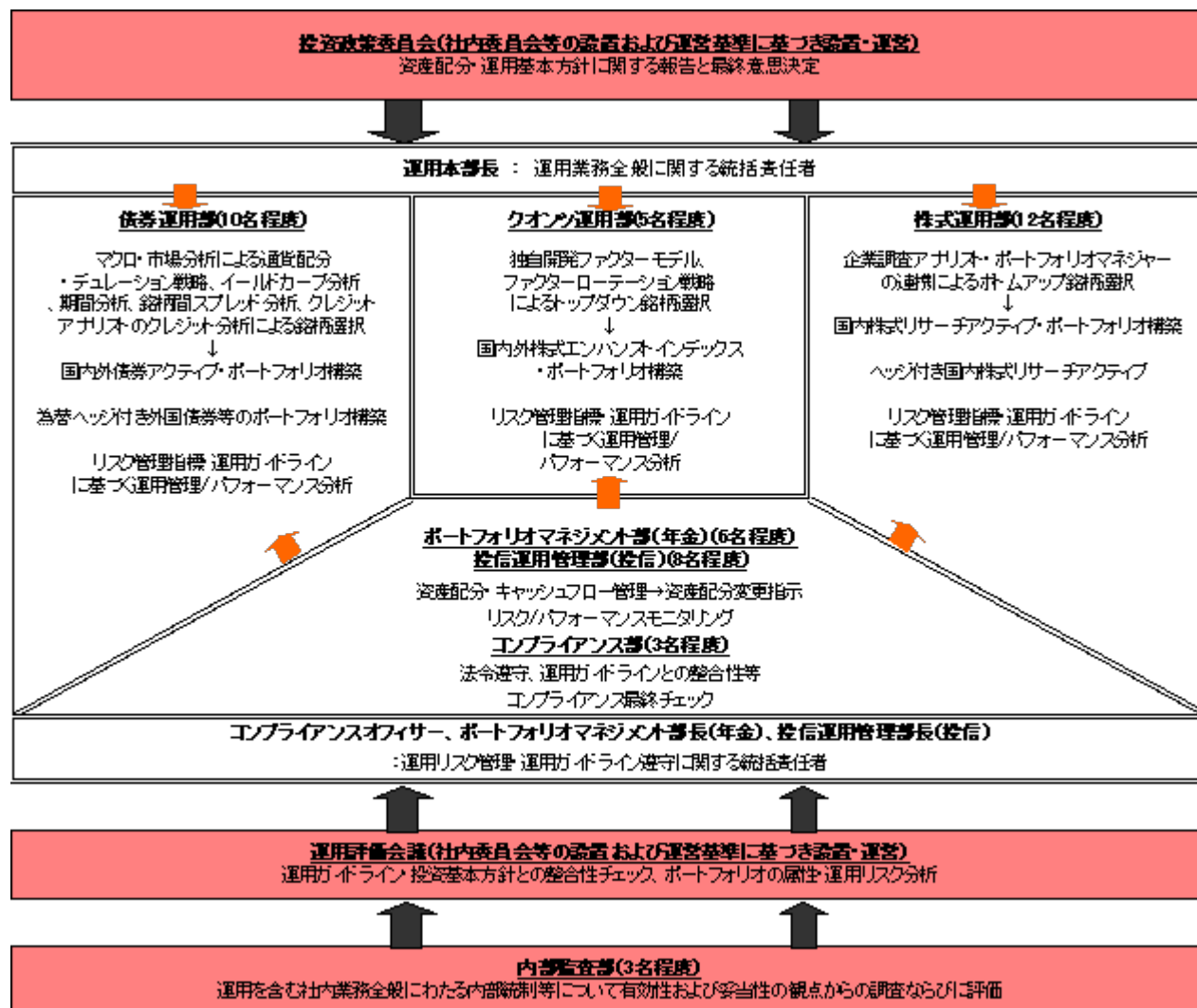
（経営体制と運用体制）

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。取締役会は、業務執行の基本方針を決定し、取締役の業務を監督します。また、ファンド運用の基本方針、重要事項を決定する投資政策委員会、リスク管理状況をチェックする運用評価会議をおき、運営しています。

ファンドの運用体制は次の通りです。

なお、下記体制は平成21年6月末現在のもので、今後変更となる場合があります。





2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託の純資産総額は、次の通りです。（平成21年6月末現在）

種類	本数	純資産総額（億円）
単位型株式投資信託	3	39
追加型株式投資信託	82	2,830
単位型公社債投資信託	2	53
追加型公社債投資信託	0	0
合計	87	2,922

3【委託会社等の経理状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第10期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び第11期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第10期 (平成20年 3 月31日現在)	第11期 (平成21年 3 月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,382,158	3,123,431
前払費用	38,212	34,920
未収入金	1,723	—
未収委託者報酬	567,753	309,359
未収運用受託報酬	※ 2 58,763	※ 2 47,231
未収投資助言報酬	21,499	※ 2 55,320
未収還付法人税等	—	32,227
未収消費税等	—	17,677
繰延税金資産	29,884	—
その他流動資産	448	5,965
流動資産計	4,100,443	3,626,134
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1 67,547	※ 1 57,092
器具備品	※ 1 79,793	※ 1 50,821
有形固定資産計	147,341	107,913
無形固定資産		
ソフトウェア	22,364	17,506
電話加入権	4,324	4,324
その他無形固定資産	111	93
無形固定資産計	26,800	21,924
投資その他の資産		
長期前払費用	6,428	1,232
繰延税金資産	9,489	—
長期差入保証金	171,343	177,826
投資その他の資産計	187,260	179,058
固定資産計	361,402	308,897
資産合計	4,461,846	3,935,031

（単位：千円）

	第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	42,664	6,182
未払金	206,112	102,930
未払手数料 ※ 2	206,112	102,930
未払費用	165,378	105,129
未払法人税等	20,832	—
未払消費税等	14,336	5,569
前受収益	12,543	—
賞与引当金	54,659	56,231
流動負債計	516,526	276,043
固定負債		
退職給付引当金	22,986	23,821
固定負債計	22,986	23,821
負債合計	539,512	299,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金	646,250	646,250
資本剰余金計	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	650,084	362,916
利益剰余金計	676,084	388,916
株主資本計	3,922,334	3,635,166
純資産合計	3,922,334	3,635,166
負債・純資産合計	4,461,846	3,935,031

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期		第11期	
	(自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)		(自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	
営業収益				
委託者報酬		3,033,591		2,134,231
受入手数料		58,572		50,488
運用受託報酬	※ 1	614,516	※ 1	506,704
投資助言報酬	※ 1	153,251	※ 1	129,235
営業収益計		3,859,932		2,820,660
営業費用				
支払手数料	※ 1	1,158,705	※ 1	766,367
広告宣伝費		13,882		12,867
公告費		1,849		1,178
調査費		1,104,552		865,325
調査費		324,055		328,473
委託調査費		778,479		535,416
図書費		2,017		1,435
委託計算費		72,165		60,702
営業雑経費		93,614		84,024
印刷費		73,164		65,600
その他雑経費		20,449		18,424
営業費用計		2,444,769		1,790,465
一般管理費				
給料		694,570		712,599
役員報酬		55,294		57,749
給料・手当		545,015		552,981
賞与		94,260		101,868
交際費		5,195		4,135
寄付金		600		300
旅費交通費		32,016		23,065
租税公課		13,319		11,669
不動産賃借料		141,282		151,538
退職給付費用		16,421		19,077
賞与引当金繰入		54,659		56,231
固定資産減価償却費		80,375		47,262
諸経費		222,933		217,534
一般管理費計		1,261,373		1,243,414
営業利益又は営業損失（△）		153,789		△213,219

（単位：千円）

	第10期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第11期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
営業外収益		
有価証券利息	196	—
受取利息	8,926	10,527
有価証券償還益	207	—
雑収入	293	247
営業外収益計	9,623	10,774
営業外費用		
固定資産除却損	1,732	1,950
有価証券売却損	0	—
雑損失	8	60
営業外費用計	1,740	2,010
経常利益又は経常損失（△）	161,672	△204,455
特別利益		
投資有価証券清算益	9,740	—
投資有価証券売却益	6,557	—
特別利益計	16,298	—
特別損失		
臨時法務費用	—	※ 2 9,835
特別損失計	—	9,835
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	177,971	△214,291
法人税、住民税及び事業税	74,394	2,290
法人税等調整額	360	39,374
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,600,000	2,600,000
当期末残高	2,600,000	2,600,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	646,250	646,250
当期末残高	646,250	646,250
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	26,000	26,000
当期末残高	26,000	26,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	662,467	650,084
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
当期変動額合計	△12,383	△287,167
当期末残高	650,084	362,916
株主資本合計		
前期末残高	3,934,717	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
当期変動額合計	△12,383	△287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

(単位：千円)

	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	△102	—
当期変動額合計	△102	—
当期末残高	—	—
純資産合計		
前期末残高	3,934,820	3,922,334
当期変動額		
剰余金の配当	△115,600	△31,212
当期純利益又は当期純損失（△）	103,216	△255,955
株主資本以外の項目の当期変動額	△102	—
当期変動額合計	△12,486	△287,167
当期末残高	3,922,334	3,635,166

重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 主な耐用年数は次のとおりです。 建物（建物附属設備） 5～15年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員（出向者を除く）の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左

項目	第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3 その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。 2 金融商品取引法の施行に伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において「未収収益」として表示しておりました投資一任契約の未収運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」は、それぞれ92,649千円、24,538千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬及び投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」として区分して表示しております。なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ707,887千円、139,345千円であります。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 23,195千円 器具備品 119,966千円	建物 33,650千円 器具備品 111,295千円
※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。
未収運用受託報酬 1,456千円 未払手数料 15,812千円	未収運用受託報酬 793千円 未収投資助言報酬 39,593千円 未払手数料 11,241千円

（損益計算書関係）

第10期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。	※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。
運用受託報酬 2,557千円 投資助言報酬 91,141千円 支払手数料 60,152千円	運用受託報酬 1,666千円 投資助言報酬 81,260千円 支払手数料 50,116千円
	※2 当社設定の私募投信（1銘柄）の組入資産をプライムブローカレッジ契約に基づき管理しているリーマン・ブラザーズ関連会社が経営破綻し、当該投信の組入資産が管財人により凍結されたことに起因する弁護士相談料であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	115,600	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	利益剰余金	270	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	115,600	—	—	115,600

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	31,212	270	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（有価証券関係）

第10期（平成20年3月31日現在）

1 その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
9,567	6,557	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第11期（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
1 採用している退職給付制度の概要 確定給付型の制度として、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当会計年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 22,986千円 (2)退職給付引当金 22,986千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） 退職給付費用 16,421千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,462千円が含まれております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付債務に関する事項 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合による当事業年度末要支給額の100%相当額）を退職給付引当金として計上しております。 (1)退職給付債務 23,821千円 (2)退職給付引当金 23,821千円 3 退職給付費用に関する事項（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） 退職給付費用 19,077千円 なお、退職給付費用の中には勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額2,485千円が含まれております。

(ストック・オプション等関係)

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）	第11期 （平成21年3月31日現在）
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （繰延税金資産） 賞与引当金 22,240千円 退職給付引当金 9,353 その他 7,780 繰延税金資産小計 39,374 繰延税金資産合計 39,374	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 （繰延税金資産） 繰延税金資産（流動） 税務上の繰越欠損金 87,823千円 賞与引当金 22,880千円 法定福利費 2,864千円 その他 3,081千円 計 116,650千円 繰延税金資産（固定） 退職給付引当金 9,692千円 その他 113千円 計 9,806千円 繰延税金資産計 126,457千円 評価性引当金 △125,201千円 繰延税金資産合計 1,255千円 繰延税金負債（流動） 未収事業税 1,255千円 繰延税金負債合計 1,255千円 繰延税金資産の純額 ー千円 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

（企業結合等関係）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払	収益 93,698 費用 61,424	未収運用受託報酬 未払手数料等	1,456 15,847

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 取引金額には消費税は含まれておりません。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に追加したものはありません。

1 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000	生命保険	(被所有) 直接98.62%	兼任4名	資産運用サービスの提供及び当社投信商品の販売	運用受託報酬及び投資助言報酬の受取並びに代行手数料の支払等	収益 82,926 費用 50,981	未収投資助言報酬 未収運用受託報酬 未払手数料等	39,593 793 11,276

注) 1 運用受託報酬及び投資助言報酬並びに代行手数料については、契約に基づき決定されております。

2 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3 役員の兼任4名の内訳は、当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役2名であります。

（１株当たり情報）

第10期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		第11期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	33,930円22銭	１株当たり純資産額	31,446円07銭
１株当たり当期純利益	892円87銭	１株当たり当期純損失	2,214円14銭
(1) なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		(1) なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(2) １株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	103,216千円	当期純損失	255,955千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	103,216千円	普通株式に係る当期純損失	255,955千円
期中平均株式数	115,600株	期中平均株式数	115,600株

（重要な後発事象）

第10期（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）

該当事項はありません。

第11期（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 委託会社の定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称 みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ②資本金の額 247,231百万円（平成21年3月末現在）
- ③事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(1)名称	(2)資本金の額(百万円) 平成21年3月末現在	(3)事業の内容
藍澤證券株式会社 安藤証券株式会社 今村証券株式会社 株式会社SBI証券 ^{※3} カブドットコム証券株式会社 ^{※1} 共和証券株式会社 極東証券株式会社 静銀ティーエム証券株式会社 東海東京証券株式会社 内藤証券株式会社 日興コーディアル証券株式会社 日産センチュリー証券株式会社 浜銀TT証券株式会社 フィデリティ証券株式会社 前田証券株式会社 丸三証券株式会社 みずほインベスターズ証券株式会社 ^{※2} 三菱UFJ証券株式会社 明和証券株式会社 楽天証券株式会社	8,000 2,280 500 47,937 7,196 500 5,251 3,000 5,900 3,002 100,000 1,500 3,307 4,207.5 (平成21年3月23日現在) 2,198 10,000 80,288 65,518 511 7,445	「金融商品取引法」に定める 第一種金融商品取引業を営ん でいます。
イーバンク銀行株式会社 株式会社大垣共立銀行 株式会社四国銀行 株式会社泉州銀行	54,997 27,971 25,000 44,575	日本において、銀行法に基づ き、銀行業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	410,000 (平成21年3月末現在の基金 および基金償却積立金の合 計)	日本において、保険業法に基づ き、生命保険業を営んでいます。

※1 カブドットコム証券株式会社は新規販売は行っておりません。

※2 みずほインベスターズ証券株式会社の取扱いは、一部解約の実行の請求の受付け、買取り、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等となります。

※3 日本インベスターズ証券株式会社は、株式会社SBI証券へ平成21年7月31日をもって事業継承いたしました。

（３）投資顧問会社

- ①名称 ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッド
- ②資本金の額 1,300万香港ドル（約165百万円 平成21年3月末現在）
（注）香港ドルの円換算は、便宜上、平成21年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝12.67円）によります。
- ③事業の内容 香港において、内外の有価証券等に係る投資顧問業、投資信託業およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、認証、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

（２）販売会社

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

（３）投資顧問会社

委託会社に対し、ファンド資産の運用に係る、投資一任業務を行います。

３【資本関係】

販売会社のうち明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株式を114,000株（持株比率98.62%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

平成21年2月25日	有価証券報告書
平成21年2月25日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年7月17日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田オリエンタル・セレクト50の平成20年11月26日から平成21年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田オリエンタル・セレクト50の平成21年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史 印
----------------	-------	-----------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月16日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 幸治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている安田オリエンタル・セレクト50の平成20年5月27日から平成20年11月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田オリエンタル・セレクト50の平成20年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

安田投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

安田投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高 印
----------------	-------	--------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史 印
----------------	-------	---------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	辻 前 正 紀 印
----------------	-------	-----------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている安田投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安田投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。